

令和4年度東京の魅力発信プロジェクト 質問及び回答

【質問1】

「先進的事業」としての取り組み認定を申請する場合、都の拠出額の拠出割合3分の2補助を目指した公募申請をする事になりますが、イベント主催費用の総額が10,000千円だった場合、拠出金額は6,600千円になるのでしょうか。

(回答) 事業規模Aで採択された事業の総支出額(10,000千円)がすべて拠出対象額で、国等による補助金がない場合、ご認識の通りとなります。

【質問2】

【別紙1】「収支予定書(様式3)記入例」の支出の部に「企画制作費」の記載がありますが、これはどのような経費でしょうか。

(回答) 協定書締結後に発生した企画制作や、事務局運営を依頼した場合等に発生した経費を想定しています。

【質問3】

企画制作費について、申請者が外部に外注した分のみが対象経費となるという認識で相違ないでしょうか。

(回答) 外注・自社ともに、当プロジェクト選定以前に発生した企画制作費は、対象経費に含めることはできません(募集要項7(1)イ「総支出額に含めてはいけない」経費の中に、「当プロジェクトに選定され、協定書締結以前に発生した経費」と記載されているため)。

協定書締結以降の企画制作費に関しては、外部に発注する場合及び当プロジェクトの企画制作等を担う臨時職員等を雇用するなど経費が明確に区分され、かつ実際に経費の支出が発生している場合は対象経費に含めることができます。

【質問4】

過去の実績と類似した内容ですが、申請可能でしょうか。

(回答) 申請可能です。

【質問5】

関連したイベントを2つの時期に分けて企画する予定ですが、今回まとめて1事業として申請できますか？

(回答) 異なる催事は原則として別事業として扱います。一体化したイベントやキャンペーンであれば、1事業として申請可能です。この場合、概要説明書や体制図等において、一体化したイベントやキャンペーンであることがわかるよう記載してください。また応募から実績報告まで、全ての書類を一体化したプロジェクトとして作成してください。

以上